

公 表 第 9 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 権藤 満（令和4年6月30日退任）、同 山口 文刀（令和4年7月1日就任）、同 樋口 明男、同 原 学、同 森崎 巨樹が実施したものです。

令和4年9月6日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年4月1日 ～令和4年8月31日	5	2
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年4月1日 ～令和4年7月29日	8	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和4年4月1日 ～令和4年7月29日	5	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和3年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔文書管理事務〕

企業版ふるさと納税の受領に係る事務処理の専決権者を誤っているものがある。

《財務監査》

〔契約事務〕

- (1) 契約書において、契約解除の要件を限定しているものがあり、市にとって不利な内容になっているものがある。
- (2) 契約書において、違約金に関する規定が置かれていないものや、暴力団排除条項が設けられていないものがある。
- (3) 市と相手方で各自1部ずつ保持すべき契約書を2通とも市が保有しているものがある。

〔物品管理事務〕

備品について、備品台帳に記載はあるが備品の現物がないものや、現物と備品台帳の情報が整合していないものがある。

意 見

《事務監査》

- (1) 総合政策部の最も重要な目標は「人口の維持」とのことである。
しかしながら、久留米市の人口は、平成28年度末の306,211人をピークに、平成29年度以降は減少傾向が続き、令和3年度末の人口は、過去最大の下げ幅となる前年度比1,957人減少の302,122人となっている。
社会動態については、令和2年度の475人の転入超過から、令和3年度は654人の転出超過に転じている。主に20代の若い世代の転出超過幅が拡大し、就業を契機とした転出と推測されている。
そうした状況から、「雇用創出・子育て支援などの人口維持策を実施していくものの、一定の人口減少は避けられず、それを前提としたまちづくりを進めていくことが必要」と認識されている。人口減少が避けられなければ、歳入の減少が想定されるため、総人件費を含む、さまざまな経費の抑制が求められる。限られた財源と職員数で、今後とも変化する社会経済情勢や市民ニーズの多様化に適切に対応していくためには、一定の既存事業見直しが不可欠と考えられる。
そのため、総合政策部においては、所管部局と充分協議した上で、長期的・総合的な視点で計画的に見直しを進められたい。

(2) 総合政策部が所管する久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日本列島改造ブームなどで地価が急騰した昭和48年に設立され、本市のまちづくりに貢献してきた。しかしながら、社会経済情勢が変化する中で、用地先行取得の必要性にも変化が生じている。

そのため、全国の市町村において土地開発公社の統廃合が進められ、令和4年1月末現在、土地開発公社を設置する中核市は、全国62市のうち38市（61.3%）、九州では7市のうち本市を含む3市（42.9%）だけとなったところである。

そうした状況を改めて認識し、業務の有効性や効率性を図る観点から、公社と一般財団法人久留米市開発公社（以下「財団」という。）の業務内容や団体のあり方等について、久留米市として再度検証を行われたい。

その方向性としては、公社の業務について、

①市へ移管できる業務（用地先行取得業務）

②財団へ移管できる業務（土地分譲等業務）

③廃止できる業務（管理業務）

の三点から整理し、発展的に公社及び財団を統廃合等されることが望まれる。

早急に取り組まれたい。

【総務部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔現金等取扱事務〕

一般寄附金の収納について、金銭会計規則で委任されていない出納員が取り扱っているものがある。

〔市税外収納事務〕

(1) 職員宿舍火災保険料自己負担金について、徴収されていないものがある。

(2) 久留米市職員宿舍貸付要綱について、職員宿舍火災保険料の自己負担金の徴収の必要性や徴収額についての基準が明確にされていない。

〔会計年度任用職員給与支払事務〕

会計年度任用職員の通勤手当について、算定日数を誤り、通勤手当を過少に支給しているものがある。

〔契約事務〕

(1) 契約書において、違約金に関する規定が置かれていないものがある。

(2) 指名競争入札何及び指名競争入札参加通知書に、入札参加者が1者である場合の取扱いが記載されていないものがある。

(3) 契約相手方の決定に必要な、2以上の者からの見積書を、1者に2つ提出するよう依頼したものがある。

〔物品管理事務〕

備品について、備品台帳に記載されていないものがある。

意見

《事務監査》

総務部が所管する行財政改革推進については、人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などに伴い、歳出の増加、歳入の減少が予測されるなど、市の行財政運営を取り巻く環境が、さらに厳しくなっていくことが見込まれることから、平成27年度から令和4年度までを計画期間とする久留米市行財政改革推進計画を策定し、この計画に基づいて全職員が一丸となって、大胆かつ徹底した行財政改革の取組を進めるとしている。

その取組の一つである公共施設の削減については、全体面積約109万㎡を基準に、令和4年度までに2%縮減することを目標としているが、達成できる見込みがないとのことである。

公共施設の削減は、持続可能な財政運営の取組である一方、利用している市民にとってはサービスの低下につながることであるため、各方面からの大きな抵抗が想定される。そのため、施設の設置目的や種類、利用者数、老朽度、運営コストなどについて整理した上で、設置時から現在までの社会経済状況の変化、現実的な将来人口推計・財政推計の分析など、さまざまな方向から比較・検討して、議会や市民の理解を得やすい削減案を複数作成し、提案するのが行政改革担当部局の仕事といえる。適切に取り組まれない。

また、久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社の統廃合等についても行政改革の一案であるため、行政改革担当部局として速やかに取り組まれない。

【協働推進部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔契約事務〕

- (1) 契約書において、仕様書が契約書と一体化されていないものがある。
- (2) 契約書において、暴力団排除措置による契約解除を行った場合の違約金に関する規定が置かれていないものがある。
- (3) 契約書において、契約解除の要件を限定しているものがあり、市にとって不利な内容になっているものがある。
- (4) 賃貸借に係る長期継続契約において、契約書に、翌年度以降に予算の減額、削減があった場合の契約解除条項が置かれていない。

〔物品管理事務〕

備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。

意見

《事務監査》

久留米市は、平成25年12月に国内で9番目、中核市や九州の自治体では初めて「日本セーフコミュニティ推進機構による認証」を取得し、平成30年12月には再認証を取得している。令和5年には2度目の認証更新期を迎え、更新する場合は認証費に加え、認証式典の実施に多額の経費を要するとのことである。

令和5年時点では、認証取得から10年が経過する。現在までに構築された仕組みで、円滑に安心安全のための取組がなされているのであれば、多額の経費を要する「日本セーフコミュニティ推進機構による認証」を得なくとも、現在の取組を継続していくことが可能なのではないか。実際に、日本セーフコミュニティ推進機構による認証なしで取り組んでいる自治体もあるとのことである。

外部の審査を受けることが、取組を担保するために有効との認識は理解できるが、外部の審査を受けるにしても、「外部」を「日本セーフコミュニティ推進機構」に限定せず、低コストで可能な方法を模索する等、認証更新については、費用対効果を充分考慮して判断されたい。